

令和元年度

第3回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

### 第3回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月7日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第1委員会室

3. 傍聴者 1人

4. 農業委員 出席委員 8人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 0人

5. 農地利用最適化推進委員

出席委員 6人

1番 武藤 晃

2番 石井喜美江

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席委員 0人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	平成30年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び令和元年度市川市農業委員会活動計画について	
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2 件
議案第4号	特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について	2 件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
議案第6号	生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について	1 件
報告第1号	農地法第3条の3に規定による農地権利取得の届出について	3 件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	21 件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	1 件
報告第5号	農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について	
報告第6号	農地法第35条第1項の規定による通知について（回答）	1 件

## 7. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 河崎 学

副主幹 田中 恒平

## 8. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和元年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中、10名、推進委員6名中、6名、全員出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、7番の宇田川委員、8番の石井文夫委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第6号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「平成30年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び令和元年度市川市農業委員会活動計画について」、審議いたします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 平成30年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価</p>

及び令和元年度市川市農業委員会活動計画についてご説明いたします。  
議案の1ページをお願いいたします。

本件は、平成28年3月4日付の農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づきまして、平成30年度活動計画の点検・評価を行うと共に、令和元年度活動計画を作成し、これを公表するものでございます。

お手元の別紙1、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をお願いいたします。

主な項目について、ご説明をいたします。

1ページの「農業委員会の状況」につきましては、平成31年4月1日現在の農業の概要と農業委員会の現在の体制でございます。

次に、2ページをお願いします。

Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。

現状といたしまして、平成30年4月現在までの集積面積は、4.20ヘクタールでございました。

集積目標は5.31ヘクタールで、このうち平成30年度は、1.00ヘクタールの利用集積を図る目標に対しまして、0.08ヘクタールの新規実績がございました。

ただし、利用集積の解消が0.31ヘクタールございましたので、差し引きいたしますと、マイナス0.23ヘクタールとなります。

活動に対する評価といたしましては、「制度の周知を図るため、引き続き有効な情報発信の手段を講じていく。」と、しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。

28年度から30年度までの3年間では、29年度に1経営体の新規参入がございました。

30年度は参入目標の1経営体に対して、新たな参入の相談はあったもの

の、申請が翌年度に繰り越しとなったため、参入実績はございませんでした。

活動に対する評価といたしましては、「広報スタンドにリーフレットを配置するほか、引き続き有効な制度周知の手段を講じていく。」と、しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

IV「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

平成30年4月現在の遊休農地面積は21.0ヘクタールでした。

平成30年度の目標及び実績では、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方に実施していただきました、農地利用状況調査の成果により、遊休農地解消の目標である2.0ヘクタールに対し、実績として、

5.5ヘクタールを解消いたしました。

活動に対する評価といたしましては、「引き続き遊休農地の状況把握に努め、関係機関とも綿密な連携をとりながら活動を進めていく。」と、しております。

続きまして、5ページをお願いします。

違反転用への適正な対応でございます。

平成30年4月現在の違反転用面積は0.2ヘクタールで、前年度と変わりなく、23年度に発生した0.2ヘクタールの違反転用が、解消されております。

活動に対する評価といたしましては、「今後とも早期発見・是正に向けてパトロール及び指導を着実に実施していく。」と、しております。

続きまして、6ページから7ページをお願いいたします。

VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では、

1 「農地法第3条に基づく許可事務」から、

4 「情報の提供等」まで、

いずれも適正に事務を実施しております。

次に、8ページをお願いいたします。

VIII 「事務の実施状況の公表等」についてでございますが、

1 「総会等の議事録の公表」と、3 「活動計画の点検・評価の公表」は、いずれも、「ホームページに公表している」と、しております。

次に、別紙2、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をお願いいたします。

1 ページの、

I 「農業委員会の状況」につきましては、農家・農地等の数値につきましては、2015 農林業センサスを基に記入しております。

次に2 ページをお願いいたします。

II 「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、平成31年4月現在の農地利用集積面積は3.97ヘクタールでございました。

農業振興課とも協議し、目標といたしましては、過去の実績を踏まえ、目標とする修正面積を4.20ヘクタールと、しております。

続きまして、

III 「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でございますが、過去3年間において新規参入は29年度の1経営体でございます。

また、参入目標数といたしましては、2経営体で0.7ヘクタールと、しております。

次に3 ページをお願いいたします。

IV 「遊休農地に関する措置」でございますが、

平成31年4月現在の遊休農地面積は15.5ヘクタール、管内農地面積の2.88パーセントとなっております。

令和元年度の遊休農地の解消面積の目標としましては、

2.0ヘクタールと、しております。

この理由といたしましては、昨年度は、皆様のご尽力のもと、5.5ヘクタールを解消することができましたが、遊休農地の多くは、接道が無い、あ

	<p>るいは、水利が絶たれた水田であり、農地所有者だけでは解決できない問題も多いため、過去の実績を踏まえまして、2.0ヘクタールとしたものです。</p> <p>続きまして、</p> <p>V「違反転用への適正な対応」でございます。</p> <p>平成31年4月現在の違反転用面積は0.2ヘクタールとなっており、その解消や未然防止のため、活動計画において、リーフレットを配布、農地パトロールを実施、などとしております。</p> <p>なお、別紙1「平成30年度の点検・評価」と別紙2「令和元年度の計画」につきましては、本日、ご承認いただけましたら、市公式ウェブサイトで公表するとともに県を通じまして、国に報告することとなります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「平成30年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び令和元年度市川市農業委員会活動計画について」、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で承認することに決定いたします。
議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、

<p>事務局</p>	<p>1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。 議案の2ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年5月22日でございます。 申請地は柏井町で、地目は畑、面積は376平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸車両置場にするものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>現地調査は、令和元年5月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。 申請地は、大柏出張所の東側、おおむね500メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありませんが、境界には、新設及び既設の土留や柵にて土砂等の流出を防除するとのことでございます。 敷地内は整地して転圧後、砂利敷きにするものです。 また、汚水はなく、雨水については、自然浸透とするものでございます。 駐車台数につきましては、トラック3台と普通車2台の駐車を予定しているとのことでございます。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基</p>

<p>議 長</p>	<p>準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する書類審査の結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する農家の方です。</p> <p>今回市内に本社を置く主に建設業を行う法人から、既存の車両置場が手狭になったため貸してほしいとの要望を受け申請に至ったものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後3週間となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>面積の割には、駐車台数がトラックが3台と乗用車が2台だけで、場所が空いているように思えるのですが。</p>

事務局	土地の形状上、車路を確保しなければならないためでございます。以上です。
議長	よろしいでしょうか。
各委員	はい。
議長	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>(1)の申請について、議案の4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年5月21日でございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は525平方メートル外1筆で合計面積は753平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>次に(2)の申請について、議案の6ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請受付日は、令和元年5月21日でございます。</p> <p>申請地は稲越町で、地目は田、面積は234平方メートル外1筆で合計面積は465平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、貸駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>現地調査は、令和元年5月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、国分小学校の南東側、概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲は、コンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、汚水については合併浄化槽にて処理し、雨水と併せて前面の道路側溝へ排水するとのことでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、(2)についてでございますが、申請地は、稲越小学校北側、概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>申請地は整地後、砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する書類審査の結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それではご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、西東京市に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地周辺は、住宅が多く立ち並び、教育施設に近く、住環境が良好であることから申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和元年7月16日に着工し、完了は、同年9月17日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p>
-------------------------	---

	<p>(2) の譲受人は、市内に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進み、以前から近くで駐車場を借りていた住民から要望され申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和元年8月1日に着工し、完了は、同年11月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)については、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について」、今回の申請は2件でございます。</p> <p>議案の8ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請は、令和元年5月23日付けで、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付について、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は北国分で、地目は畑、面積は484平方メートル、外2筆で合計面積は1,124平方メートルの内、1,062.12平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化区域でございます。</p> <p>(2)の申請は、令和元年5月23日付けで、(1)と同様に特定農地貸付について、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は国分で、地目は畑、面積は423平方メートルの内、362.96平方メートル、外1筆で合計面積は823平方メートルの内、762.96平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>現地調査は、令和元年5月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、国際医療福祉大学市川病院の北側、概ね200メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は27区画を設定し、一区画当たり、26.66平方メートルから33平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、(2)の申請地は、西部公民館の南東側、概ね400メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は17区画を設定し、一区画当たり33平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、特定農地貸付の承認要件の審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(1)の申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり19,200円から24,000円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。借受者の募集は、ポスター掲示及び立て看板による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>続きまして、(2)の申請ですが、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり18,000円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、立て看板及び口頭による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p>

	<p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>なお、(1)、(2)ともに同法の規定に基づき、農業委員会が特定農地貸付を承認することにより、農地法第3条第1項の許可が不要となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 9番	<p>2件とも区画が多いが駐車場が用意されているのでしょうか。あた、作物を作るにあたっての指導をするとなっているが、誰が行うのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>まず、駐車場の件ですが、はじめに、(2)につきましては、農園の道路の向いに、申請者が所有する駐車場があります。車での通作は禁止しているのですが、資材の搬入等一時的な駐車は、この駐車場を利用することになっており、協定にも規定されております。</p> <p>(1)につきましては、市民農園を開設した際の利用希望者は農園周辺にお住まいの方で、徒歩での通作を想定していることを、申請者からの聞き取りで確認しております。</p> <p>次に農業の指導についてですが、(1)(2)ともに申請者が指導することになっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>

各 委 員	はい。
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について」、</p> <p>(1) について、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2) について、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で承認することに決定いたします。
議 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」今回の申請は1件でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和元年5月21日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、国分4丁目の農地3筆、中国分1丁目の農地1筆、及び中国分4丁目の農地2筆、合計6筆で、合計面積は1,748.23平方メートル、地目は「畑」となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は、平成30年11月22日でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和元年5月29日に、農政調査班第1班と職務代理者及び、区域5の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回、申請のあった農地は、これまで、被相続人と願出人、及び願出人の家族を含め、6名で農業に従事しておりました。</p> <p>現地調査の結果、願出人は、主にブルーベリーの栽培を行っており、現況は果樹園として、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>また、聴き取り等により、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>調査班といたしましては、願出のとおり「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することにご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。
議 長	次に、議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、今回の申請は1件でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区に関する都市計画の案を作成しようとする場合において、市町村長は、当該生産緑地地区内の土地が、生産緑地法第2条第1号に規定する農地に該当しているかについて、農業委員会の意見を聴くことができることとなっております。</p> <p>このたび、市川市長より、生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について照会がなされ、指定対象地が農地であるか、について、意見を求められたものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 1 番	<p>議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和元年5月29日に、農政調査班第1班と職務代理者及び、区域4の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>現地調査の結果、現況は路地畑として、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、指定対象地が「農地である」、と回答すること</p>

<p>議 長</p>	<p>が相当と判断いたします。 報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑にはいります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、 「農地である」と、回答することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で「農地である」と、 回答することに決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出に ついて」、3件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出につい て」3件、ご報告いたします。 18ページをお願いします。 1番から3番まで、関連しておりますので、一括してご説明いたします。 相続が発生した日は、平成30年8月3日で、相続人からは、令和元年 5月16日に権利取得の届出があったものでございます。 農業委員会へのあっせん等の希望はございませんでした。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、5月の事務局長専決分が21件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、令和元年5月7日から同年5月31日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は10件、24筆、5,167.27平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、11件、24筆、1,766.42平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、21件、48筆、転用面積は、6,933.69平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、20ページから24ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご報告</p>

	<p>いたします。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。</p> <p>土地は、柏井町の畑1筆、面積は3,283平方メートルの内600平方メートルとなっております。</p> <p>令和元年5月21日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、1件でございます。</p>
事 務 局	<p>事務局より、報告いたします。</p>
	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」ご報告いたします。</p> <p>議案の26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、令和元年5月13日に申請がありました、1件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第5号「農地法第52条の規定に基づく賃貸借情報の提供につ</p>

<p>事務局</p>	<p>いて」、事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第5号「農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について」ご報告いたします。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地法第52条に基づき農業委員会が地域における賃借料を調査し実勢賃借料として広く提供するものです。</p> <p>なお、賃借料情報の作成基準は、全国農業会議所の「農地の賃借料情報の提供の手引き」に基づき、過去1年間に実際に締結等をされた賃貸借契約等の賃借料に関するデータを収集するものです。</p> <p>今回は平成30年1月から12月までの賃借料水準10アールあたりの年額を情報提供するものです。</p> <p>なお、情報提供する項目として、地域区分は設定せずに農地の種類別区分として、田、畑、樹園地に区分し、賃借料は平均額、最高額、最低額を情報提供するものです。</p> <p>平成30年の賃借料において、前年と比較いたしますと、平均額では、田は同額、樹園地は1,100円、畑は4,300円、それぞれ下がっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告第6号「農地法第35条第1項の規定による通知について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第6号「農地法第35条第1項の規定による通知」について（回答）ご報告いたします。</p> <p>議案書の28ページをお願いいたします。</p> <p>前回の総会で決定されました農地法第35条第1項通知について、公益社団法人千葉県園芸協会へ通知しましたところ、5月15日付で回答がございました。</p>

議 長	<p>回答内容としましては、基準に適合しない農地であることから園芸協会では借受けしないとのことです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和元年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

---

委 員 宇田川 忠好

---

委 員 石井 文夫

---